

審議会の役割と中小企業振興施策の進め方

北見市中小企業振興基本条例(第12条)

中小企業の振興を図るため、市長の附属機関として、北見市中小企業振興審議会を置く。

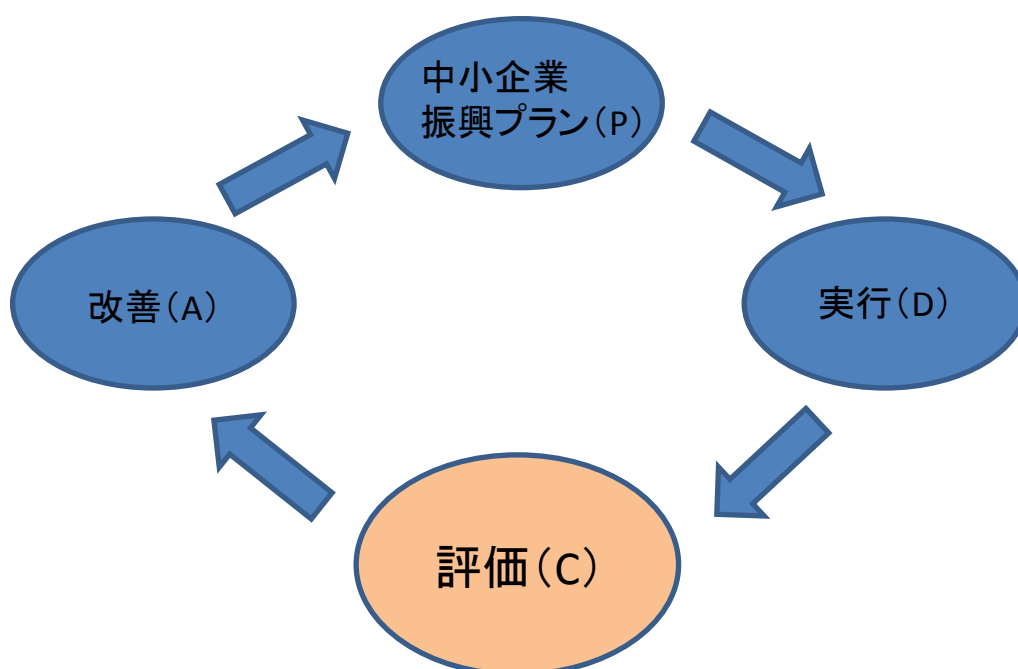
所掌事務(第13条)

①市長の諮問に応じ、条例の運用及び見直し
中小企業の振興に関する重要事項を
調査審議・答申

②自ら中小企業の振興に関する重要事項を
調査審議・提言

具体的な調査審議事項

中小企業振興プランの 進捗管理	中小企業振興施策の審議	
<ul style="list-style-type: none"> ・「稼ぐ力」の向上に資する展開施策 ・「稼ぎ手」の増加に資する展開施策 ・中小企業を育む市民の役割 ・中小企業とともに汗をかく行政の役割 	新年度事業の内容審査	新規事業・既存事業の内容審査



北見市の中小企業が目指すべき目標

「稼ぐ力」の向上と「稼ぎ手」の増加を図り、
地域に根差し、
地域経済の牽引役として発展する北見市中小企業

展開施策

「稼ぐ力」の向上に 資する展開施策

1 企業の競争力強化

- ① 商品・サービスの魅力向上と開発力の強化
- ② 販路の開拓と顧客の発掘
- ③ 資産の有効活用
- ④ リーディング企業の育成

2 企業の体幹強化

- ① 安定した資金調達
- ② 設備投資の支援
- ③ 経営相談の充実
- ④ ICTの活用促進

「稼ぎ手」の増加に 資する展開施策

1 人材の確保・育成

- ① 優秀な人材の確保
- ② 人材の教育・育成
- ③ 多様で柔軟な雇用と新しい働き方の定着

2 新たな稼ぎ手の増加

- ① 創業・第二創業の促進
- ② 事業承継の支援
- ③ 企業立地の促進

中小企業を育む市民の役割

- ① 市内中小企業の商品・サービスの購入、消費及びPR
- ② モニター、アンケート、イベント等への協力
- ③ 市内中小企業への就職、就業

中小企業とともに汗をかく行政の役割

- ① 中小企業振興に資するまちづくりの推進
- ② あらゆる機会を活用した中小企業の実態把握
- ③ 営業スタッフ的視点による情報の提供と支援策の周知・活用促進
- ④ 市発注事業の受注機会の拡大
- ⑤ 施策の評価と支援策の見直し